

たつの市こども・若者計画

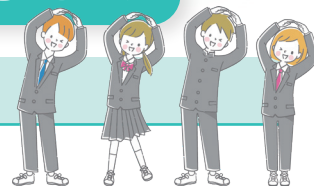
概要版

(令和7～11年度)

地域で支え合い、こども・若者が輝く、生き生き子育てのまち たつの

1

計画の策定にあたって



<計画策定の背景・趣旨>

こども・若者・子育て家庭を取り巻く環境は、少子化の進行、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより大きく変化し、こども・若者の社会性が育まれにくくなり、健やかな育ちや社会生活における自立への影響が懸念されるとともに、子育て家庭の孤立化が進み、育児への不安感や負担感が増大しています。また、貧困、虐待、不登校等の困難を抱えるこどもや子育て家庭への支援が課題となるとともに、若者のニートやひきこもり、未婚率の増加等の問題が深刻化しています。そのため、こどもや若者、子育て家庭が安心して生活できるように、社会全体で支えていくことが必要となっています。

国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行、「こども家庭庁」が発足し、「こども大綱」が策定され、すべてのこども・若者が自立した個人として健やかに成長し、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、総合的な取組が行われています。

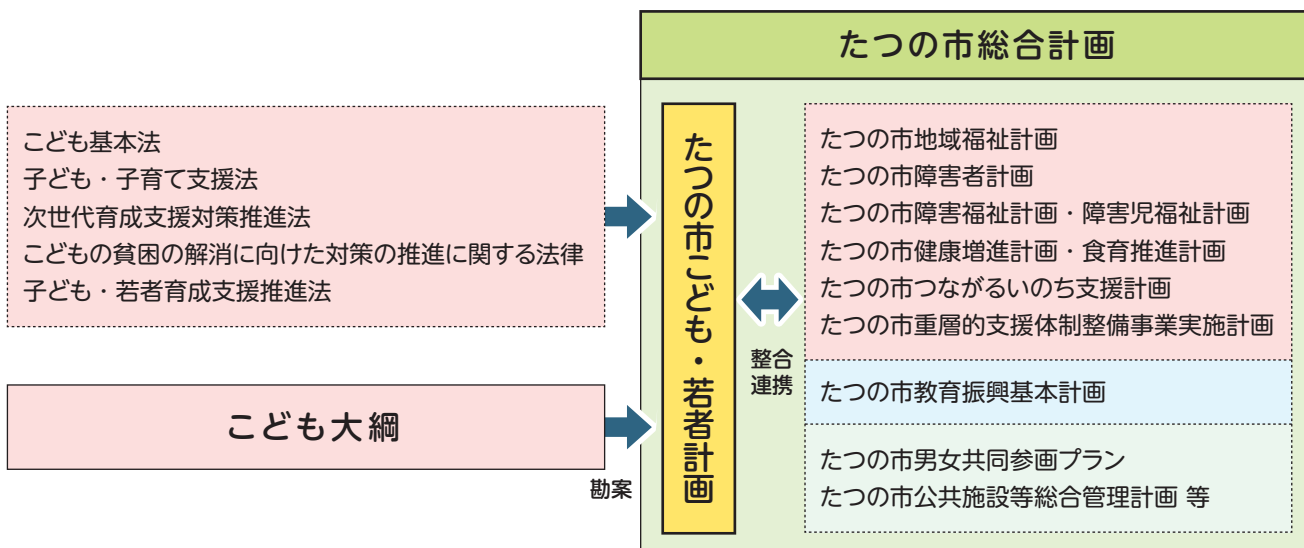
本市においては、これまでの「第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画」をもとに、「こども大綱」を勘案した「たつの市こども・若者計画(令和7～11年度)」(以下「本計画」という。)を策定しました。本計画により、市民がこども・若者の健やかな育ちと自立、子育て家庭の支えについて理解と認識を深め、家庭、学校園、地域、事業者、関係団体、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって、こども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策を切れ目なく総合的かつ一体的に推進していきます。

<計画の性格と位置づけ>

本計画は、「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」として位置づけるとともに、本市のまちづくりの最上位計画である「第2次たつの市総合計画」におけるこども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策を推進するための計画として位置づけます。

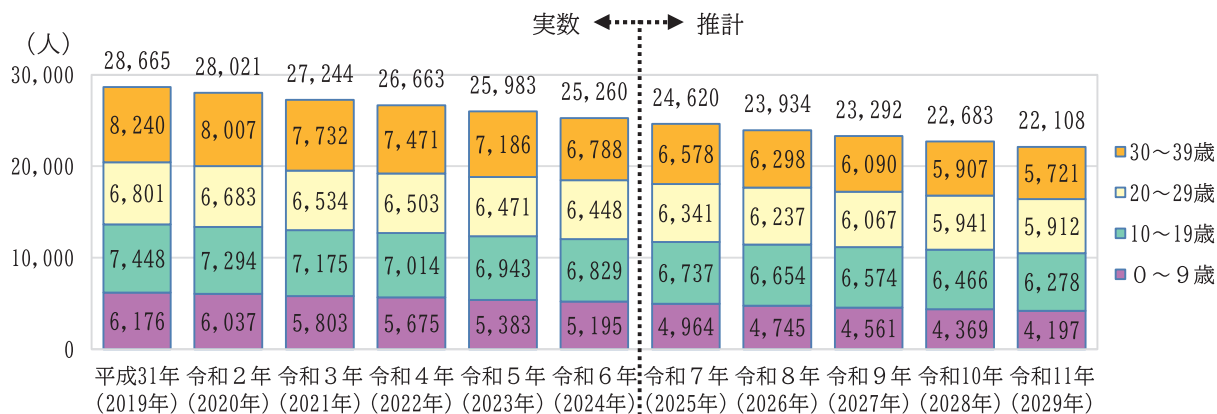
計画の対象は、こども、若者、子育て家庭(こどもの保護者)とします。(こども:0歳(出生前を含む)からおおむね18歳まで、若者:おおむね15歳から30歳未満まで(施策によっては40歳未満までも対象)、※こども、若者は重なる部分があり、施策によりそれぞれに該当することがあります。)

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、福祉、保健、医療、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野が連携し、総合的な施策の展開を図ります。



＜こども・若者（0～39歳）の人口の推移＞

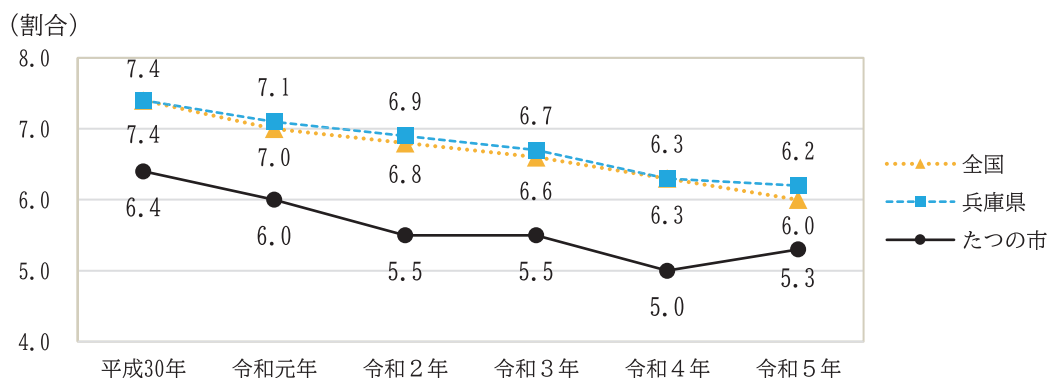
こども・若者の人口は、減少傾向にあり、令和6年では25,260人となっています。令和7年以降も減少していくと推測され、令和11年では現在より約3,000人の減少が見込まれます。



資料：(実数) 住民基本台帳（各年3月31日現在）、(推計) コーホート変化率法により推計

＜出生数＞

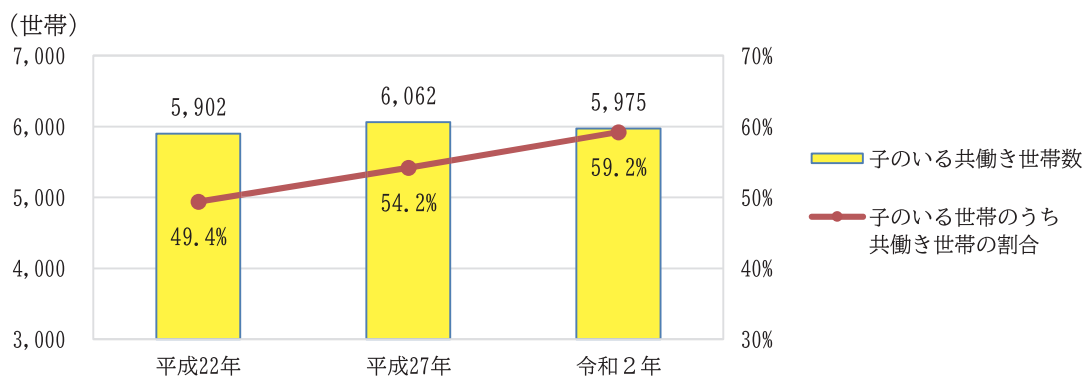
出生数は、減少傾向にあり、令和5年では391人となっています。また、人口1千人当たりの出生率は、令和5年では5.3で、平成30年より17.2%減少しており、全国平均、兵庫県平均と比べると低くなっています。



資料：兵庫県保健統計年報

＜共働き世帯の状況＞

子（世帯主からみた子）のいる世帯のうち共働き世帯の割合は、増加傾向にあり、令和2年では59.2%となっており、平成22年より9.8%増加しています。



資料：国勢調査

＜基本理念＞

本計画では、『地域で支え合い、こども・若者が輝く、生き生き子育てのまち たつの』を基本理念とし、前計画までの取組を継承しながら、「こども基本法」、「こども大綱」を勘案し、「すべてのこどもや若者が保護者や社会に支えられ、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長し、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できること」、また、「父母等の保護者が子育ての第一義的責任を有することを認識し、家庭や地域において子育てに関する理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感できること」を目指し、ライフステージに応じて切れ目なく、こども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策に取り組んでいきます。

基本理念

地域で支え合い、こども・若者が輝く、生き生き子育てのまち たつの

＜基本的な視点＞

- ① こども・若者の育ち・自立の視点
- ② 保護者としての育ちの視点
- ③ 地域における支え合いの視点
- ④ こども・若者・子育て家庭を支援する視点

＜基本目標＞

基本目標 ① 家庭を基本としたこどもの心身の健やかな成長

- 妊娠・出産、子育てにわたる切れ目のない支援の充実
- 思春期のこどもの保健対策と心の相談支援
- 仕事と子育ての両立に向けた各種制度の普及

基本目標 ② こどもや子育て家庭を支援する地域づくり

- 仕事と子育ての両立を支える保護者のニーズに応じた子育て支援事業の充実
- こどもや子育て家庭を地域で支え合い、こどもを生み育てやすいまちづくりの推進
- こどもの発達・育児、障害のあるこどもに関する相談支援や子育てに関する情報提供の充実
- 子育て家庭全体やひとり親家庭、困難を抱える家庭に対する支援の充実

基本目標 ③ こどもが心豊かに成長できる教育の充実

- こどもの健やかな成長に向けた幼児教育、学校教育の提供
- 保護者として自信と責任を持ち、こどもを健やかに育てる家庭教育の推進
- こどもの健全育成を支える家庭・地域・学校が連携・協力した取組の推進

基本目標 ④ こどもが安心して生活できる環境の整備

- 虐待等の早期発見・早期対応に向けた相談支援の推進
- 地域全体で取り組む交通安全、防災・防犯対策の推進
- こどもが安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

基本目標 ⑤ こども・若者が輝く地域づくり

- こども・若者の権利擁護、意見反映や社会参画の推進
- 若者が将来にわたって安定した生活を送るための支援の充実
- 悩みや不安を抱える若者への相談支援の充実
- 地域全体でこども・若者の成長・自立を支える取組の推進



< 施策体系 >

本計画の基本理念に基づく5つの基本目標に対し、次のとおり施策の方向、基本施策を設定し、こども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策を展開していきます。

基本理念	基本目標	施策の方向	基本施策
地域で支え合い、こども・若者が輝く、生き生き子育てのまち たつの	1 家庭を基本としたこどもの心身の健やかな成長	(1) こどもと保護者の健康保持・増進	① こどもと保護者の健康増進 ② 食育の推進 ③ 思春期保健対策の充実 ④ 小児医療の充実
		(2) ワーク・ライフ・バランスの実現	① 仕事と子育ての両立支援
	2 こどもや子育て家庭を支援する地域づくり	(1) 子育て支援事業の充実	① 多様な保育事業の充実 ② 地域で支え合う子育て支援の推進 ③ 子育て家庭への相談支援の充実 ④ 子育てに関する情報提供の充実 ⑤ 障害のあるこどもへの支援の充実
		(2) 子育て家庭への経済的支援の充実	① 子育てに関する経済的支援の充実 ② ひとり親家庭等への支援の推進
	3 こどもが心豊かに成長できる教育の充実	(1) こどもの成長を支える教育の充実	① 幼児教育、学校教育の充実 ② 次代の親の育成
		(2) 家庭や地域における教育の充実	① 家庭教育の充実 ② こどもや子育て家庭の交流の促進 ③ 地域におけるこどもの健全育成の推進
	4 こどもが安心して生活できる環境の整備	(1) 地域で取り組むこどもの安全確保	① 虐待防止や悩むこどもへの支援の充実 ② こどもの安全を確保する活動の推進
		(2) 安心して過ごせる生活環境の整備	① こどもの育ちに優しい生活環境の整備
	5 こども・若者が輝く地域づくり	(1) こども・若者主体の育成の推進	① 地域で支えるこども・若者の成長・自立
		(2) 若者の生活への支援の推進	① 若者への就労支援の充実 ② 安定した生活を送るための支援の充実 ③ 悩みを抱える若者への相談支援の充実 ④ 若者の自立を促進する取組の推進

本計画の基本理念に基づき展開するこども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策は、今後の方向性と主な取組を定めて取り組んでいきます。基本施策ごとの今後の方向性は、以下のとおりです。



基本目標 ① 家庭を基本としたこどもの心身の健やかな成長

施策の方向（１） こどもと保護者の健康保持・増進

基本施策	今後の方向性
① こどもと保護者の健康増進	妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図っていきます。また、関係機関と連携して妊娠・出産から育児へと切れ目のない相談支援体制を確保し、こどもと保護者の心身の健康づくりを推進していきます。
② 食育の推進	保健や教育などの関係機関が連携し、妊娠期から思春期までの幅広い層に対し、食に関する体験・学習の機会や情報を提供し、食への関心や知識が高まるように努めていきます。
③ 思春期保健対策の充実	思春期のこどもが身に付けるべき正しい保健知識の普及を図っていきます。また、誰もが気軽に心配ごとや悩みごとを相談できるよう、相談場所や相談方法を周知するとともに、対面やメール等による相談しやすい体制の充実を図っていきます。
④ 小児医療の充実	小児医療の充実に向けて、関係機関との連携強化を図っていきます。また、かかりつけ医を持つことや予防接種の重要性などについて子育て家庭へ周知を図り、小児医療の受診機会の確保に努めていきます。

施策の方向（２） ワーク・ライフ・バランスの実現

基本施策	今後の方向性
① 仕事と子育ての両立支援	仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを推進し、各種制度の普及に努めていきます。また、家族が共に仕事と子育てを両立しながら暮らせる社会の実現に向けた取組を推進していきます。

基本目標 ② こどもや子育て家庭を支援する地域づくり

施策の方向（１） 子育て支援事業の充実

基本施策	今後の方向性
① 多様な保育事業の充実	こどもの生活を第一に考えるとともに、家庭の生活実態やニーズを十分に踏まえ、教育・保育の事業がより利用しやすくなるように充実を図っていきます。
② 地域で支え合う子育て支援の推進	地域でこどもや子育て家庭を支え合うファミリー・サポート・センターやこども食堂、子育てボランティア等の活動を支援するとともに、連携した取組を推進していきます。
③ 子育て家庭への相談支援の充実	こどもの発育や発達、保護者の子育ての負担や不安等に対する相談支援体制を強化し、専門機関と連携しながら、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行っていきます。
④ 子育てに関する情報提供の充実	こどもや子育て支援に関する情報が必要とする方に届くように、情報をまとめた子育て支援ガイドブックを作成するなど、さまざま媒体を通じた情報提供を行っていきます。
⑤ 障害のあるこどもへの支援の充実	障害のあるこどもや発達支援が必要なこどもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携した療育相談支援体制を強化するとともに、保護者や家族の負担軽減を図るため、育児相談や経済的支援などを行っていきます。

施策の方向（２） 子育て家庭への経済的支援の充実

基本施策	今後の方向性
① 子育てに関する経済的支援の充実	妊娠から子育てまでのライフステージに応じて、医療費助成や手当支給等による経済的支援を行い、子育て家庭の負担軽減を図っていきます。
② ひとり親家庭等への支援の推進	ひとり親家庭等に対して、関係機関と連携して相談支援体制の充実を図り、自立に向けた経済的支援や就労支援等を行っていきます。

基本目標 ③ こどもが心豊かに成長できる教育の充実

施策の方向（１） こどもの成長を支える教育の充実

基本施策	今後の方向性
① 幼児教育、学校教育の充実	学校園の施設の整備や設備等の充実を図るとともに、地域資源や環境を活かし、こども一人ひとりに応じた、きめ細かな教育を実施していきます。
② 次代の親の育成	こどもを生み育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを学ぶ機会や、同世代や乳幼児と交流する機会をつくる取組を推進していきます。

施策の方向（２） 家庭や地域における教育の充実

基本施策	今後の方向性
① 家庭教育の充実	家庭におけるこどもの基本的な生活習慣づくりや教育について、地域のつながりの中で、こどもと保護者の育ちを応援するとともに、普及啓発を推進していきます。
② こどもや子育て家庭の交流の促進	地域全体でこどもの生きる力を育んでいくため、こどもや子育て家庭が地域のあらゆる世代と交流する場や機会を提供し、こどもの自主性を高める活動を推進していきます。
③ 地域におけるこどもの健全育成の推進	こどもを少年犯罪などの有害環境から守るため、見守り・声掛け運動を広め、地域全体でこどもを育てる意識を高め、協力体制の充実を図っていきます。

基本目標 ④ こどもが安心して生活できる環境の整備

施策の方向（１） 地域で取り組むこどもの安全確保

基本施策	今後の方向性
① 虐待防止や悩むこどもへの支援の充実	こども虐待発生の未然防止や悩むこどもを支援する連携体制の強化を図り、虐待やヤングケアラーなどの早期発見・早期対応に取り組むとともに、継続的な支援が必要なこどもや家庭の把握に努めていきます。
② こどもの安全を確保する活動の推進	こどもの生活における安全を確保するため、関係団体と連携して講習会等を実施するなど、交通マナーの向上と交通安全意識の高揚を図るとともに、防災訓練や講座等を実施し、防災意識の醸成を図ります。また、こどもが犯罪に巻き込まれることのないよう、家庭、学校園、地域、関係機関などが連携した防犯活動を推進し、犯罪の未然防止に努めていきます。



施策の方向（２） 安心して過ごせる生活環境の整備

基本施策	今後の方向性
① こどもの育ちに優しい生活環境の整備	公共施設や公園、道路などの適切な管理や整備、設備の充実を図り、こどもや保護者が安全で安心して生活できる環境を整えとともに、こどもの居場所づくりを推進していきます。

基本目標 ⑤ こども・若者が輝く地域づくり

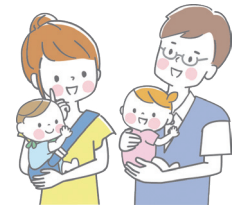
施策の方向（１） こども・若者主体の育成の推進

基本施策	今後の方向性
① 地域で支えるこども・若者の成長・自立	こども・若者の人権が尊重され、こども・若者が健やかに育ち、自立して自分らしく社会生活を送り、社会や地域で活躍していけるよう、地域全体でこども・若者の成長・自立を支える取組を推進していきます。また、こども・若者が自分に直接関係することを意見する機会や、主体的にさまざまな活動や交流などに参加する機会の確保を図っていきます。

施策の方向（２） 若者の生活への支援の推進

基本施策	今後の方向性
① 若者への就労支援の充実	若者の就労を支援し、生活の安定を図るため、ハローワークと連携し、市内企業の情報提供、合同就職説明会や、播磨地域や関西に住む学生だけでなく遠方に住む若者も参加できるオンライン説明会などを行っていきます。また、働くことに悩みを抱える若者に対し、就労の相談支援を行っていきます。
② 安定した生活を送るための支援の充実	若者が地域において安定した生活が送れるように、住宅取得などの経済的支援を行うとともに、通勤・通学や日常生活に利便性のある公共交通機関の充実を図っていきます。
③ 悩みを抱える若者への相談支援の充実	社会生活において悩みや困難を抱える若者への相談支援体制を整え、自立を支援するとともに、安心して過ごせる居場所の確保を図っていきます。
④ 若者の自立を促進する取組の推進	若者が主体となって活動することを支援し、社会課題を探究して成果を表現するなどの機会や、生涯学習、スポーツ活動などを通じて自己研鑽や地域の人々と交流する機会を提供していきます。また、若者が将来、家庭を持つ、子育てをするなどのライフデザインを創造しやすくするよう、出会いや結婚、子育てなどに関する支援の充実を図っていきます。

「子ども・子育て支援法」に基づく、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業は、利用状況・希望、こどもの人数の推移等を踏まえて「量の見込み」、「提供体制の確保方策」を設定し、以下のとおり実施します。



< 教育・保育 >

区 分	内 容
1号認定（3～5歳児）	保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分（認定こども園）
2号認定（3～5歳児）	保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園）
3号認定（0～2歳児）	保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園）

< 地域子ども・子育て支援事業 >

事 業	内 容
① 時間外保育事業 （延長保育事業）	保育認定を受けた乳幼児について、保育所や認定こども園で、保育認定時間を超えて保育を行う事業
② 一時預かり事業	保護者が乳幼児を保育できない通常の前夜や長期休業期間中などに、認定こども園等で乳幼児を一時的に預かる事業
③ 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、月一定時間まで保育所等を利用することができる事業
④ 病児・病後児保育事業	保護者が病気や病気回復期の小学6年生までのこどもを保育できない時に、一時的に保育施設でこどもの保育を行う事業
⑤ 地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者の交流の場を提供し、子育てに関する講座、相談、情報提供等を行う事業（子育てつどいの広場、児童館、子育て支援センターつくしんぼの館）
⑥ 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業（就学後））	育児の援助を依頼したい方と協力したい方が会員となり、ファミリー・サポート・センターを介して、会員間で小学6年生までのこどもを預かる等の相互援助活動を行う事業
⑦ 利用者支援事業	こどもや保護者、妊娠している方などに対し、子育て等に関する情報提供、相談・助言等を行う事業（こども家庭センターはつらつ・すくすく）
⑧ 子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の就労や疾病等の理由で、家庭において養育を受けることが一時的に困難になるこどもについて、児童養護施設等で一時的に預かる事業
⑨ 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭に対し、訪問による家事・子育て等の支援を行い、家庭や養育環境を整える事業
⑩ 妊婦健康診査事業	妊婦に対し、健康の保持や増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う事業
⑪ 産後ケア事業	産婦に対し、医療機関等で宿泊や通所（日帰り）及び訪問による心身ケアや授乳指導、育児指導を行う事業
⑫ 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児や保護者の心身の状況、養育環境の把握、子育てに関する情報提供を行う事業
⑬ 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保する事業
⑭ 親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方や発達、子育ての悩みや不安を抱える保護者と就学前のこどもに対し、発達状況等に応じた情報提供、相談、助言、情報交換の場の提供を行う事業
⑮ 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える就学後のこどもに居場所を提供し、生活習慣の形成や学習サポート、相談支援等を行い、こどもの健全育成を図る事業
⑯ 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、こどもの健全育成を図る事業
⑰ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得の家庭の負担軽減を図るため、教育・保育施設における日用品等の必要な物品購入、行事への参加費用等の実費負担の部分について補助を行う事業
⑱ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者が安定的かつ継続的に教育・保育施設を運営していくことができるよう、巡回支援や補助等の支援を行う事業

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて、計画の進行状況の把握、確認を行い、「たつの市子ども・子育て会議」において審議します。また、庁内の「たつの市子ども計画推進委員会」において、計画の進行状況の把握、確認を行い、全庁的に総合的な取組を推進します。

なお、本計画は、国や県の動向等を勘案するとともに、本市の施策の方向性、「たつの市子ども・子育て会議」、「たつの市子ども計画推進委員会」における審議等により、計画内容と実態に乖離が生じた場合や施策に見直し等が生じた場合は、計画期間の中間年等に取り組む内容の見直しを行います。

参考 子ども・若者・子育て家庭に関する相談窓口

子ども・子育てに関する悩みの相談窓口

区分	対象	開設日時	場所・電話番号
妊娠期から子育て期における総合相談	主に0歳～就学前の子ども・保護者	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	たつの市子ども家庭センターはつらつ (健康課 (はつらつセンター内)) 0791-63-5121
子育て期における総合相談	0歳 (主に就学後)～18歳・保護者	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	たつの市子ども家庭センターすくすく (児童福祉課) 0791-64-3220
子育て相談	0～5歳児・保護者	月～土曜日 9:00～16:00 (土曜日は月2回、土曜日開設の翌週月曜日は振替休業、祝日・年末年始除く)	龍野子育てつどいの広場 (はつらつセンター内) 0791-62-9255 新宮子育てつどいの広場 (新宮子ども園敷地内) 0791-75-4646 揖保川子育てつどいの広場 (揖保川公民館内) 0791-72-6577 御津子育てつどいの広場 (御津やすらぎ福祉会館内) 079-322-2208
子ども・子育て相談	0～18歳・保護者	月～土曜日 9:00～17:00 (土曜日は～12:00、祝日・年末年始除く)	中央児童館 (たつの市福祉会館内) 0791-63-5118
子育て相談	0～5歳児・保護者	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く) 月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	各保育所、認定子ども園 各園の代表番号 幼児教育課 0791-64-3126
教育相談	小中学生・保護者	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	学校教育課 0791-64-3023

若者・福祉・健康・人権・就労に関する悩みの相談窓口

区分	対象	開設日時	場所・電話番号
若者の福祉に関する相談	主に18～39歳	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	地域福祉課 0791-64-3154
福祉に関する全般的な相談	市民全般	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	地域包括支援課 (ふくし総合相談窓口) 0791-64-3270
健康・栄養に関する相談	市民全般	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	健康課 (はつらつセンター内) 0791-63-2112
人権に関する相談	市民全般	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	人権推進課 0791-64-3151
就労に関する相談	市民全般	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	商工振興課 0791-64-3158



たつの市子ども・若者計画【概要版】
令和7年3月

発行 たつの市福祉部児童福祉課
〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1
電話 0791-64-3131 (代表)

たつの市ホームページ
<https://www.city.tatsuno.lg.jp>

